

しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 【新型コロナウイルス感染防止等対策】 Q&A

Q コー1 新型コロナウイルス感染防止等対応は必ず行う必要がありますか？

A コー1 「子育て配慮改修」又は「バリアフリー改修」のいずれかに併せて、新型コロナウイルス感染防止等対応を行うものに限って補助を行います。
また、新型コロナウイルス感染防止等対応に要する工事費が補助対象工事費の1/4以上であることが条件となります。

Q コー2 新型コロナウイルス感染防止等対応とは、具体的にどのようなものですか？

A コー2 新型コロナウイルス感染防止等対応とは、抗菌、抗ウイルス仕様の材料を使用するなど、新型コロナウイルス感染防止対策として有効な改修となるもの又は新たな生活様式への対応等となる工事です。
具体的な工事例は、7-2新型コロナウイルス感染防止等対応別紙をご覧ください。

Q コー3 新型コロナウイルス感染防止等対応は、子育て配慮改修(又はバリアフリー改修)と別の工事として行う必要がありますか？

A コー3 同一工事であっても、実施される子育て配慮改修(又はバリアフリー改修)の内容が、新型コロナウイルス感染防止対策として有効であれば、別途、新型コロナウイルス感染防止等対応を行う必要はありません。

ただし、新型コロナウイルス感染防止等対応に要する費用が補助対象工事費の1/4以上である必要があります。

Q コー4 新型コロナウイルス感染防止等対応に該当しない子育て配慮改修(又はバリアフリー改修)を行う場合も補助対象になりますか？

A コー4 補助対象となります。
ただし、併せて新型コロナウイルス感染防止等対応となる改修を行っていただく必要があります。また、新型コロナウイルス感染防止等対応に要する費用が補助対象工事費の1/4以上であることが助成の条件となります。
なお、使用建材を抗ウイルス仕様にするなどにより、新型コロナウイルス感染防止等対応とすることができます。

Q コー5 バリアフリー改修を行う場合、整備基準に適合する必要がありますか？

A コー5 通常分と同様に、バリアフリー改修を行う場合は、整備基準に適合する必要があります。

Q コー6 新型コロナウイルス感染防止等対応のみ(子育て配慮改修又はバリアフリー改修には該当しないもの。)の工事をする場合、補助対象になりますか？

A コー6 子育て配慮改修又はバリアフリー改修工事を行うことが補助条件となるため、補助対象なりません。

Q コー7 このリフォームに併せた空気清浄機の購入は補助の対象になりますか？

A コー7 家電製品の購入は補助の対象外です。
配管工事等が必要で壁などに固定する設備機器の設置は対象となります。
(例:壁を貫通させる配管工事等が必要なエアコンの設置)